

一般財団法人日本ライオンズに関する Q&A (Ver.1)

- 一般財団法人日本ライオンズは、どのような事業を行っていますか？

A：当財団は、日本国内における青少年の健全育成事業として、特別支援学校の生徒が参加するフットサル全国大会の開催に加えて、児童養護施設の小学生に学習指導をするための学習支援員を派遣する寺子屋事業を行っています。また、国内で発生した豪雨災害等への支援も行っています。

- ライオンズクラブ国際協会との関係を教えてください。

A：当財団は、日本国内で公益事業を行うために設立され、正式にライオンズクラブ国際協会の承認を受けて活動する法人です。

- 一般財団法人日本ライオンズの構成員を教えてください。

A：当財団は、評議員、理事、監事で組織されています。現／元国際理事、元地区ガバナー経験者よりしかるべき人材を登用しており、当財団の事業活動に賛同し、かつ寄付にも積極的にご協力いただける人材で構成しています。

- 運営費はどのように支出していますか？

A：当財団は収益事業を行っていないので、収入は全て寄付金で賄われており、その中から、運営・管理費として事業遂行に必要な事務局賃料、通信費、会議費（外部会議室の借用）等を支出しています。

また、皆さまからの寄付金を少しでも多く事業に有効活用するため、評議員、理事、監事の交通費等の経費は各自が自己負担しており、また、当然のことながら、無報酬で活動しています。

●LCIF と一般財団法人日本ライオンズのどちらに寄付をすれば良いのでしょうか？

A：LCIF へは世界の人道・災害支援や視力保護活動、発展途上国の子供達への支援として寄付していただき、当財団へは日本国内の青少年の健全育成、災害支援のための寄付とお考えください。

例えば、寄付金の使い道に応じて、LCIF へは 100 ドル、当財団へは 5,000 円、という風に分けて寄付をしていただくのも一つの方法です。

●一般財団法人日本ライオンズの長所、メリットは何ですか？

A：当財団は、寄付金を日本国内の公益事業に支出しますので、より身近に支援の成果を実感していただくことができます。当財団の事業（フットサル事業、寺子屋事業、災害支援等）の中から、寄付金の使い道をご指定いただくことも可能です。

日本国内における公益事業のために寄付金を支出することで、当財団の活動が日本のメディアにも取り上げられるよう、対外的にも広くアピールしていく予定です。これにより、ライオンズクラブの社会的認知度の向上も期待できます。

また、寄付をいただいた場合、当財団より領収書を発行しますので、会社によっては、経費として処理していただくことも可能です。

その他、当財団への相続財産の譲渡や遺贈による寄付（遺産）もお受けいたします。

●一般財団法人に寄付した場合、公表されますか？

A：どなたから寄付をいただいたか、現時点では公表していませんが、今後、公表する仕組みも検討したいと思います。なお、寄付をいただいた方には、当財団から感謝状を差し上げており、今後はさらに、ピンバッジも贈呈する予定です。

また、ホームページを通じて寄付をいただけるような仕組みも検討し、皆さまが、いつでも簡単に寄付をいただけるよう、工夫をしてまいります。

●一般財団法人は、いつ頃公益財団法人になる予定ですか？

A：当財団は、2023年には内閣府の公益認定を受け、公益財団法人として活動することを目標としています。

●公益財団法人になるメリットは何ですか？

A：最大のメリットは、公益法人に寄付した個人や会社が、税制上の優遇措置を受けられるということです。個人が寄付する場合、所得控除または税額控除を受けることができ、会社が寄付する場合は、一般法人への寄付に比べて損金算入できる限度額が増えますので、いずれの場合も減税効果があり、寄付をご検討いただきやすくなります。

●一般財団法人の事業報告、財務報告の公表はどのように行われていますか？

A：当財団は、毎年、官報に決算公告を掲載しております。今後、当財団はホームページを開設することを検討しており、活動内容や事業報告等の情報を公開することで、皆さまに当財団の活動を知っていただけるよう、さらに工夫してまいります。

●一般社団法人日本ライオンズとは連携していますか？

A：一般社団法人日本ライオンズと当財団は別法人ですが、ライオンズクラブの一組織として互いに協力し、両輪として連携しながら、日本国内での活動を推進してまいりたいと考えています。

●クラブから一般財団法人への寄付は、どのように行うことが考えられますか？

A：金銭アクティビティをクラブで行う場合、クラブから当財団に寄付をいただき、アクティビティ先に当財団から寄付額と同額の寄付を行います。これにより、当財団への寄付とクラブ事業（アクティビティ）を同時に行うことが可能です。

●公益財団法人になった場合、地区クラブシェアリング交付金制度は創設されますか？

A：クラブシェアリング交付金制度はございません。

★公益財団法人に対する監査や、寄付金の不正利用、不正会計の防止は、どのように行いますか？

A：当財団は、公益法人を数多く扱う弁護士と税理士に法律面及び税務・会計面の顧問を依頼していますので、これらの手続きは適正に行われています。

また、公益法人になると、内閣府が監督官庁となりますので、内閣府に対して事業計画や決算報告等を行います。また、3年に1回は内閣府による立ち入り検査が実施され、適切に運営されているか厳しいチェックを受けることとなりますので、ガバナンスと情報公開の透明性・適正性がより確保できます。

●他の国でも一般財団法人の様なものはあるのでしょうか？

A：アメリカ合衆国をはじめ、世界ではたくさんの国で独自の財団を創設しています。

例えば、フランスでは約 50 億円の寄付金を財団で運用しています。

以上